



自立と誇りある  
日本をつくり  
つくりまします

**自民党**

自民党員を募集しています！詳しくはスタッフまで！

自由民主党衆議院議員【埼玉 3 区（草加市・越谷市）】

～憲法を考えると＝国の未来を考えると～  
**自民党の憲法改正の考え方について**

**きかわだステーション**



**第 62 号**

きかわだひとしFBはこちら！友達募集中！↑↑↑  
衆議院議員黄川田仁志事務所発行 電話 048-933-0591

## ～憲法を考えると＝国の未来を考えると～**自民党の憲法改正の考え方について**

いつもお読みいただき、誠にありがとうございます。自由民主党衆議院議員の黄川田仁志です。  
今年もGWを迎えました。5月3日は、現行日本国憲法施行を記念した憲法記念日です。  
憲法記念日をきっかけにして、読者の皆様と共に、憲法について考えて参りたく、今号では、現時点における自民党の憲法改正に対する考え方をお示しさせていただきます。

自民党では、結党以来、現行憲法の自主的改正を目指して活動して参りました。平成28年からは、党内の憲法改正推進本部において、具体的な改正項目の検討を開始し、有識者ヒアリング等を行いました。その結果、①安全保障に関わる「自衛隊」、②統治機構のあり方に関する「緊急事態」、③一票の較差と地域の民意反映が問われる「合区解消・地方公共団体」、④国家百年の計たる「教育充実」の4つの項目について優先的に検討が行われ、今年に入ってから、それらの方向性と条文イメージ（たたき台素案）が下記のとおり決定されました。

### 1 自衛隊の明記について

自衛隊は、現行憲法下において、国と国民の安全を守るための活動、並びに、国際貢献の分野における武力行使を伴わない支援活動に従事してきました。このような自衛隊の活動は、広く国民の支持を得ていますが、いまだに自衛隊が合憲であるという憲法学者は少なく、また、中学校の大半の教科書（7社中6社）が自衛隊違憲論に触れている状況です。国会に議席を持つ政党の中には、自衛隊が違憲であると主張している政党もあります。

安倍総裁は、このような自衛隊のおかれた状況を改善するため、憲法に自衛隊を明記することを提案しました。私は、安倍総裁の考えに賛成です。自衛隊は命をかけて国と国民を守っています。「自衛隊は合憲である」ということを改めて憲法に明記することによって、その存在を再認することは、自衛隊の皆さんの大きな励み、やりがいにつながります。このことは、平和な日本を未来に残していくために、とても大切であると私は考えます。併せて、国際法で認められている国家固有の権利である自衛権についても「自衛の措置」をとることを妨げないとして触れています。

さらには、これまで法律のみで明記されていた自衛隊のシビリアンコントロール（文民統制）の規定を新たに憲法に加えます。現憲法の大原則である平和主義は当然継承し、9条1項と2項及びその解釈は維持します。

第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

（※第9条全体を維持した上で、その次に追加する形。いわゆる「加憲」）

## 2 緊急事態対応について

わが国は、巨大地震や津波が多数発生し、南海トラフ地震や首都直下型地震等、想定される最大規模の地震や津波等に迅速に対処することが求められます。憲法に緊急事態対応の規定を設け、国民の生命と財産の保護の観点から、①緊急事態でも国会の機能を可能な限り維持すること、②国会の機能が確保できない場合には行政権を一時的に強化し迅速に対処する仕組みを設けることが必要です。そのために、「選挙実施が困難な場合の国会議員の任期延長等」、「個別法に基づく緊急政令の制定の期待を設ける」ことが改正案に盛り込まれました。

第七十三条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。（※内閣の事務を定める第73条の次に追加）

第六十四条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律の定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

（※国会の章の末尾に特例規定として追加）

## 3 合区解消・地方公共団体について

わが国は、人口減少と一極集中が進み、人口が偏在している状況にあります。これからの代表民主制や衆・参両議院の選挙区のあり方を考えた場合、人口比例のみを尺度として判断することが良いとは思えません。実際に、越谷市は、昨年10月の衆議院議員選挙より、衆議院選挙の選挙区が2つに分割されました。同じ自治会に住んでいるにも係らず選挙区は異なるという事態になっています。参議院議員選挙では、風土や文化が全く違うにも係らず、徳島県と香川県、鳥取県と島根県選挙区が合区されました。地方・都市部を問わず、選挙において「地域」が持つ意味に改めて目を向け、地域の民意の適切な反映と投票価値の平等との調和を図る必要があります。

第四十七条 両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部または一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとする事ができる。

前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第九十二条 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

## 4 教育の充実について

昨今の情報化、グローバル化等の急速な社会変化に対応するためには、国の理念として、教育についての国民の共通理解を図ることが大切です。さらに、教育格差の拡大を防ぐため、家庭の経済事情に左右されずに質の高い教育を受けられる社会をつくることも大切です。それらの実現のために、国が教育環境の整備に努めるべき旨を憲法に規定する提案です。

第二十六条 ①・②（現行のまま）

③ 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

**きかわだひとし**とは？…自民党衆議院議員3期目。東京理科大学卒業、米川ラッド大学大学院修了。昭和45年生。趣味は剣道、空手、野球、落語。妻、長女と越谷市内に在住。第3次安倍改造内閣で外務大臣政務官（北米・中南米担当）。衆議院では、外務委員、法務委員、憲法審査会委員。党では、国際局長、外交部会長代理、国際協力調査会幹事、宇宙・海洋開発特別委員会幹事長代理等を務める。海洋政策が専門。